

商標法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)

(傍線部分は改正部分)

改正案		現行	
別表(第六条関係)			
第一類～第五類 (略)	第一類～第五類 (略)	第一類～第五類 (略)	第一類～第五類 (略)
第六類	一～十一 (略) 十二 金属製人工池 金属製人工魚礁 金属製セメント製品製造用型枠 金属製の可搬式家庭用温室 金属製の吹付け塗装用ブース 金属製養鶏用かご 十三～二十二 (略)	一～十一 (略) 十二 金属製人工魚礁 金属製セメント製品製造用型枠 金属製の可搬式家庭用温室 金属製の吹付け塗装用ブース 金属製養鶏用かご 十三～二十二 (略)	一～十一 (略) 十二 金属製人工魚礁 金属製セメント製品製造用型枠 金属製の可搬式家庭用温室 金属製の吹付け塗装用ブース 金属製養鶏用かご 十三～二十二 (略)
第七類 (略)	第七類 (略)	第七類 (略)	第七類 (略)
第八類	一 手動工具 (一)～(八) (略) (九) 革砥 ^と 鋼砥 ^と 砥石 ^と 二～八 (略)	一 手動工具 (一)～(八) (略) (九) 皮砥 ^と 鋼砥 ^と 砥石 ^と 二～八 (略)	一 手動工具 (一)～(八) (略) (九) 皮砥 ^と 鋼砥 ^と 砥石 ^と 二～八 (略)
第九類	一～十三 (略) 十四 電気又は電子楽器用フェイザー 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM メトロノーム インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル 十五～三十 (略)	一～十三 (略) 十四 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM メトロノーム インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル 十五～三十 (略)	一～十三 (略) 十四 電子楽器用自動演奏プログラムを記憶させた電子回路及びCD-ROM メトロノーム インターネットを利用して受信し、及び保存することができる音楽ファイル 十五～三十 (略)
第十類・第十一類 (略)	第十類・第十一類 (略)	第十類・第十一類 (略)	第十類・第十一類 (略)

第十二類	<p>一・二 (略)</p> <p>三 鉄道車両並びにその部品及び附属品</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 鉄道車両の部品及び附属品 網棚 座席 車体 車輪 集電機械器具 台車 台枠 つり革 扉 扉開閉装置 連結機</p> <p>(三) (略)</p> <p>四 十三 (略)</p>
第十三類・第十四類	(略)
第十五類	<p>一 (略)</p> <p>二 楽譜台 指揮棒</p> <p>三 (略)</p>
第十六類・第十七類	(略)
第十八類	<p>一 皮革</p> <p>(一) 原革 原皮 なめし革</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>二 九 (略)</p>
第十九類	<p>一 十五 (略)</p> <p>十六 可搬式家庭用温室(金属製のものを除く。)</p> <p>人工魚礁(金属製のものを除く。)</p> <p>人工池(金属製のものを除く。)</p> <p>人工魚礁(金属製のものを除く。)</p> <p>セメント製品製造用型枠(金属製のものを除く。)</p> <p>吹付け塗装用ブース(金属製のものを除く。)</p>

第十二類	<p>一・二 (略)</p> <p>三 鉄道車両並びにその部品及び附属品</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 鉄道車両の部品及び附属品 網棚 座席 車体 車輪 集電機械器具 台車 台枠 つり革 扉 扉開閉装置 連結機</p> <p>(三) (略)</p> <p>四 十三 (略)</p>
第十三類・第十四類	(略)
第十五類	<p>一 (略)</p> <p>二 演奏補助品 楽譜台 指揮棒 電気又は電子楽器用フェイス</p> <p>三 (略)</p>
第十六類・第十七類	(略)
第十八類	<p>一 皮革</p> <p>(一) 原革 原皮 なめし皮</p> <p>(二)・(三) (略)</p> <p>二 九 (略)</p>
第十九類	<p>一 十五 (略)</p> <p>十六 可搬式家庭用温室(金属製のものを除く。)</p> <p>人工魚礁(金属製のものを除く。)</p> <p>セメント製品製造用型枠(金属製のものを除く。)</p> <p>吹付け塗装用ブース(金属製のものを除く。)</p> <p>養鶏用かご(金属製のものを除く。)</p>

	<p>く。) 養鶏用かご (金属製のものを除く。) 十七〜二十二 (略)</p>
<p>第二十類</p>	<p>一〜四 (略) 五 木製、竹製又はプラスチック製の包装用容器 (一)・(二) (略) (三) プラスチック製の包装用容器 (「プラスチック製栓、ふた及びび瓶」を除く。) (四) (略) 六〜八 (略) 九 愛玩動物用ベッド アドバルーン 犬小屋 うちわ 屋内用ブラインド 買物かご 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭用水槽 (金属製又は石製のものを除く。) きやたつ及びはしご (金属製のものを除く。) 工具箱 (金属製のものを除く。) 小鳥用巣箱 ししゅう用枰 植物の茎支持具 食品見本模型 すだれ スリーピングバッグ 扇子 装飾用ビーズカーテン タオル用ディスプレイ (金属製のものを除く。) つい立て ネームプレート及び標札 (金属製のものを除く。) 旗ざお ハンガーボード 美容院用椅子 びょうぶ 日よけ 風鈴 ベンチ 帽子掛けかぎ (金属製のものを除く。) マネキン人形 木製又はプラスチック製の立て看板 郵便受け (金属製又は石製のものを除く。) 揺りかご 幼児用歩行器 洋服飾り型類 理髪用椅子 十〜十三 (略)</p>

	<p>除く。) 十七〜二十二 (略)</p>
<p>第二十類</p>	<p>一〜四 (略) 五 木製、竹製又はプラスチック製の包装用容器 (一)・(二) (略) (三) プラスチック製の包装用容器 (「プラスチック製栓及びふた」を除く。) (四) (略) 六〜八 (略) 九 愛玩動物用ベッド アドバルーン 犬小屋 うちわ 屋内用ブラインド 買物かご 懐中鏡 鏡袋 額縁 家庭用水槽 (金属製又は石製のものを除く。) きやたつ及びはしご (金属製のものを除く。) 工具箱 (金属製のものを除く。) 小鳥用巣箱 ししゅう用枰 植物の茎支持具 食品見本模型 人工池 すだれ スリーピングバッグ 扇子 装飾用ビーズカーテン タオル用ディスプレイ (金属製のものを除く。) つい立て ネームプレート及び標札 (金属製のものを除く。) 旗ざお ハンガーボード 美容院用椅子 びょうぶ 日よけ 風鈴 ベンチ 帽子掛けかぎ (金属製のものを除く。) マネキン人形 木製又はプラスチック製の立て看板 郵便受け (金属製又は石製のものを除く。) 揺りかご 幼児用歩行器 洋服飾り型類 理髪用椅子 十〜十三 (略)</p>

第二十九類 第四十五類 (略)	第二十八類 一〜七 (略)	第二十二類 第二十七類 (略)	<p>九 一〜八 (略)</p> <p>九 ガラス製又は陶磁製の包装用容器 プラスチック製の包装用瓶</p> <p>(一) ガラス製又は陶磁製の包装用容器</p> <p>イ 飲料用容器 化粧品用容器 食品用容器 薬品用容器</p> <p>ロ ガラス製栓 ガラス製ふた</p> <p>(二) プラスチック製の包装用瓶</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 アイロン台 愛玩動物用食器 愛玩動物用ブラシ 植木鉢 お守り おみくじ 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用燃え殻ふるい 紙タオル取り出し用金属製箱 霧吹き</p> <p>こて台 五徳 小鳥かご 小鳥用水盤 じょうろ 寝室用簡易便器 石炭入れ せつけん用ディスプレイペンサー 貯金箱 トイレットペーパーホルダー ねずみ取り器 はえたたき火消しつぼ へら台 湯かき棒 浴室用腰掛け 浴室用手おけ ろうそく消し ろうそく立て</p> <p>十二・十三 (略)</p>
	第二十八類 八 愛玩動物用おもちゃ 犬のおしやぶり		

第二十九類 第四十五類 (略)	第二十八類 一〜七 (略)	第二十二類 第二十七類 (略)	<p>九 一〜八 (略)</p> <p>九 ガラス製又は陶磁製の包装用容器</p> <p>(一) 飲料用容器 化粧品用容器 食品用容器 薬品用容器</p> <p>(二) ガラス製栓 ガラス製ふた</p> <p>十 (略)</p> <p>十一 アイロン台 愛玩動物用食器 愛玩動物用ブラシ 犬のおしやぶり 植木鉢 お守り おみくじ 家庭園芸用の水耕式植物栽培器 家庭用燃え殻ふるい 紙タオル取り出し用金属製箱 霧吹き 小鳥かご</p> <p>小鳥用水盤 じょうろ 寝室用簡易便器 石炭入れ せつけん用ディスプレイペンサー 貯金箱 トイレットペーパーホルダー ねずみ取り器 はえたたき 火消しつぼ へら台 湯かき棒 浴室用腰掛け 浴室用手おけ ろうそく消し ろうそく立て</p> <p>十二・十三 (略)</p>
	第二十八類 八 愛玩動物用おもちゃ		

